

# 保留地販売のお知らせ

## (西普天間住宅地区土地区画整理事業)

### 1. 入札の対象となる保留地について

保留地処分に関する規則第 10 条の規定において、下記について競争入札による保留地販売を実施します。

- (1) 対象となる保留地：(区画 1) 27 街区 5 画地  
(区画 2) 28 街区 3 画地

※案内図、保留地調書については、ホームページ掲載のとおり。

### 2. 入札に参加する者に必要な資格について

入札参加申込みは、1 区画につき、同一世帯 1 件又は 1 法人とし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定

する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 外国籍の者又は外国に居住する者
- (4) 主たる事務所の所在地が日本国内にない事業者
- (5) 入札に参加しようとする者を妨げた者
- (6) 入札において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

### 3. 入札参加申込みの受付期間及び場所

入札参加希望者は、下記のとおりご提出下さい。

- (1) 提出に必要なもの：競争入札参加申込書（様式第1号）  
【個人用】住民票謄本、市町村発行の身分証明書、印鑑登録証明書  
【法人用】法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書  
※証明書等の添付書類は、発行日から6ヶ月以内の原本。
- (2) 受付期間：令和8年1月6日(火曜日)から令和8年1月21日(水曜日)まで（ただし、土日祝日を除く）
- (3) 受付時間：前記期日の午前8時30分から午後5時00分まで  
(ただし、正午から午後1時を除く)
- (4) 受付場所：宜野湾市役所 別館3F 市街地整備課

#### ※1 入札参加申込書等の受理について

提出書類に不備があった場合には、受理できませんのでご留意ください。

#### ※2 郵送にてお申込みの場合

提出に必要な書類以外に、返信用封筒（角型2号（A4）サイズ）に申込者の住所・氏名を記載の上、1,010円切手を貼付しご郵送下さい。（締切日必着） なお、受領確認のため、配達証明にて入札参加決定通知書を発送します。ただし、入札参加決定通知書を窓口で直接受取りの場合には、返信用封筒と切手の提出は不要です。

#### ※3 入札参加決定通知書を郵送にて受領希望する場合

窓口にて提出に必要な書類以外に、返信用封筒（角型2号（A4）サイズ）に申込者の住所・氏名を記載の上、1,010円切手を貼付しご提出下さい。なお、受領確認のため、配達証明にて入札参加決定通知書を発送します。

### 4. 入札参加決定通知書の受取期間及び場所

入札参加申込み後に資格審査を行い、参加資格のある方へ下記のとおり交付します。

- (1) 交付するもの：入札参加決定通知書 その他入札に必要な書類
- (2) 受取期間：令和8年2月6日(金曜日) から令和8年2月13日(金曜日) まで (ただし、土日祝日を除く)
- (3) 受取時間：前記期日の午前8時30分から午後5時00分まで  
(ただし、正午から午後1時を除く)
- (4) 受取場所：宜野湾市役所 別館3F 市街地整備課

### 5. 入札及び開札の日時及び場所

入札参加決定通知書等をご持参のうえ下記のとおりご参加ください。

西普天間住宅地区土地区画整理事業  
保留地入札 HP 掲載資料

（1）日時：令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）

区画 1：午後 3 時から

区画 2：午後 3 時 45 分から

（2）場所：宜野湾市役所 別館 3 F 第 1 会議室

※1 詳細については、入札参加申込み後に交付する入札参加決定通知書とあわせて、ご案内いたします。

※2 入札保証金については、免除とします。

※3 悪天候等により路線バスが運行停止になった場合は、入札日を延期します。

延期した場合の入札日（予備日）：令和 8 年 3 月 16 日（月曜日）

区画 1：午後 3 時から

区画 2：午後 3 時 45 分から

## 6. 留意事項について

（1）現地案内及び事前説明会は行いません。なお、現状販売となりますので現地をよく確認ください。

（2）入札参加申込は 1 世帯（1 法人）につき、1 画地となります。

（3）入札参加申込書等の受理については、必要書類を不備なく締切日までに提出できる場合に限ります。

- (4) 入札参加決定通知書の郵送を希望される場合には、入札参加申込書を提出時に必ず宛名に住所・氏名を記載した返信用封筒に 1,010 円分の切手を貼りご提出下さい。※詳細は、「3.入札参加申込みの受付期間及び場所」に記載。
- (5) 入札参加決定通知書の窓口受取りの際、委任状をご提出いただければ代理人による受取りも可能です。  
※委任状は、ホームページ掲載のとおり。
- (6) 落札者は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」に関する誓約書の提出が必要です。
- (6) 換地処分時の出来形確認測量面積に 1 平方メートル以上の差異がある場合には、変更契約を締結し精算金が発生します。
- (8) 換地処分に伴う購入者へ所有権移転登記が完了するまでは、第三者への転売や譲渡は原則禁止です。

## 7. 契約条件について

※ 保留地売買契約書(案)、保留地処分規則は、ホームページに掲載のとおり。

## 8. よくある質問について

- Q1： 入札参加申込書の申込者と契約者は同一者になるのか？
- A1： 同一者になります。複数名で契約する場合は、申込者も同じように複数名(共有名義)となります。

Q2 : 入札後の落札者は、契約しないときの違約金はあるのか？

A2 : 違約金はありません。辞退をうけた保留地は、次点で入札した者を契約の相手方とします。

Q3 : 契約金の支払い期限はあるのか？

A3 : 支払い期限は、令和 8 年 5 月 31 日までとします。

Q4 : 保留地の登記は、契約締結後に直ちにできるのか？

A4 : 保留地の登記は、換地処分の公告の翌日以降に所有権移転の登記をします。よって、契約締結後に直ちに登記できません。そのため登記するまでは、保留地台帳でもって権利関係を記載することで、事業の透明性の確保、金融機関との取引の安全を確保しております。

Q5 : 保留地は、分割できるのか？また、その場合は、保留地権利譲渡承認申請書は、分割ごとに申請するのか？

A5 : 分割できます。その際、申請は分割ごととなります。

Q6 : 銀行融資のための担保設定はできるのか？

A6 : 設定できます。

Q7 : 自治会や学校についてはどこになりますか？

A7 : 自治会については、市民協働課（電話番号：098-893-4497）にお問合せください。学校については、教育委員会 学務課（電話番号：098-892-8283）にお問合せください。